

第 295 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山1-14-18 A-PLACE金山 5F
Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
http://www.maeda-cpa.com/

平成 28 年 1 月 12 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 294 回

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお祈りします。

さて、今年はどんな景気になるでしょう。一番心配はやはり中国経済の減速ですね。年明け早々に元安に伴う円高の影響で株価が続落しましたし、また日本の輸出にも顕著な影響を及ぼすものと予想されます。その上世界的な経済停滞(15年から引き続く)は今年中継続するものと予想されます。

原油安を含めて世界の総需要不足は日本経済にも大きな影響を及ぼしてくるものと思われま

す。今年のテーマは総需要の増大、そのための「大企業」の賃金の引き上げ、株主への増配、国内での研究開発投資の増額ですね！！

今年 4 月から 6 月の動きが注目されますね。

もちろん消費税率の引き上げ中止も必要かと思いますが・・・

ところで、また一言

「計画なくして経営なし」と言います。自社の体質改善や従業員の質の向上計画、儲かる仕組み作り等が、生き抜くためには必ず必要となります。よろしくお祈りします。

本年も、前田会計をどうぞよろしくお祈りします！！

前田の《今人生を語る》第 199 回

めざめよ日本人 (121)

安心して仕事ができる場所

信頼できる人間関係

感謝しあえる仲間たち

人と人との間に生まれる信頼関係がチームの力を生みます。

そして

「信頼」は言葉ではなく、行動の積み重ねの中からしか生まれません。そして行動は心の持ち方ひとつで 180 度変わります。

【消費税の軽減税率】

浦野 秀央

昨年 12 月 16 日に平成 28 年度の税制改正大綱がまとまりました。大綱によると、消費税は平成 29 年 4 月 1 日より現行の 8% から 10% に引き上げられます。

これに伴い同日より以下の品目に軽減税率(現行の 8%)が適用されることとなりました。

○ 飲食料品(食品表示法に規定する食品(除:酒税法に規定する酒類)、除:外食サービス)

○ 定期購読契約が締結された新聞(週 2 回以上発行されていること)

以上を踏まえて、今後、事業者には要求される事務手続きのポイントです。

【インボイス方式(税額票)の導入(平成 33 年 4 月 1 日より)】

インボイス方式は、品目ごとに税率が複数ある場合、販売業者が請求書等に“適用税率・税額”を品目ごとに記載する方式です。インボイス方式は今後義務化され、仕入税額控除の方式が、現行の「請求書等保存方式」から、インボイス方式に則った「適格請求書等保存方式」に変更されます(以下、インボイス方式を適格請求書等保存方式と呼びます)。適格請求書(仮称)を発行するためには、所轄の税務署あてに「適格請求書発行事業者(仮称)」の登録申請を行う必要があります。(平成 31 年 4 月 1 日より申請受付開始)

【適格請求書等保存方式導入までの経過措置】

- ① 仕入税額控除制度については、現行の請求書等保存方式を維持
ただし、課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合は、以下の処理を行う
 - 「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」、「税率の異なるごとに合計した対価の額」を請求書等に記載する
 - 「軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」を帳簿に記載する
- ② 売上税額又は仕入税額を簡便に計算することを認める措置
(税率を異なるごとに区分することが困難な事業者など一定の場合)

○ 売上税額の簡便計算の適用期間

基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である軽減対象課税資産の譲渡等を行う事業者(除:免税事業者)の場合は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで。

同 5,000 万円超である事業者の場合は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日まで。

○ 仕入税額の簡便計算の適用期間

基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である軽減対象課税資産の譲渡等を行う事業者(除:免税事業者)の場合は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日まで。同 5,000 万円超である事業者の場合も同様の期間となります。